- 〇 主文
- ン エス 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 〇 事実及び理由
- 第一 当事者の求めた裁判
- 一 控訴の趣旨
- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を東京地方裁判所に差し戻す。
- 二 控訴の趣旨に対する答弁
- 主文同旨
- 第二 事案の概要

本件事案の概要は、原判決「事実及び理由」の「第二 事案の概要」の項に記載の とおりであるから、ここにこれを引用する。

第三 証拠(省略)

第四 当裁判所の判断

一 当裁判所も、被控訴人が平成四年九月一一日付けでした柔道整復師養成施設の設置計画を承認しない旨の通知は行政事件訴訟法三条二項所定の取消訴訟の対象となる行政処分に当たらないので、その取消しを求める本件訴えは不適法であって却下すべきものと判断する。

その理由は、原判決理由説示のとおりであるから、ここにこれを引用する。なお、控訴人は、現実の運用の実態を前提とする限り、設置計画が承認された場において提出者が将来指定を受けられる地位は、法律で保護するに値しながられる地位は、法律ではする。しかしたとして指摘する。しかしたということをも論拠の一つとしても、それは法令上の根拠に対していったん承認が不適当であったとすれば、同一人からの指定がくものではないから、その承認が不適当であったとすれば、同一人から、設定は、対して不指定の処分をすることを何ら妨げられないし、また、反対に入めに対して不指定の処分をすることを仮に承認するのが相当であったとは、はできるとはできない。とはできない。

二 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条を 適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 丹宗朝子 新村正人 齋藤 隆)